

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第25号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部改正)

第1条 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第13章（略） 附則 （運営規程） 第28条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。 (1)～(6)（略） <u>(7)</u> （略） （勤務体制の確保等） 第30条 （略） 2・3（略）	目次 第1章～第13章（略） <u>第14章 雑則（第275条）</u> 附則 （運営規程） 第28条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。 (1)～(6)（略） <u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(8)</u> （略） （勤務体制の確保等） 第30条 （略） 2・3（略） <u>4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> <u>（業務継続計画の策定等）</u> 第30条の2 指定訪問介護事業者は、感染症や

(衛生管理等)

第31条 (略)

2 (略)

(揭示)

非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第31条 (略)

2 (略)

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(揭示)

第32条 (略)

(市町村が実施する事業への協力)

第37条 (略)

(事故発生時の対応)

第38条 (略)

(会計等の区分)

第39条 (略)

(運営規程)

第32条 (略)

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(地域との連携等)

第37条 (略)

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第38条 (略)

(虐待の防止)

第38条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計等の区分)

第39条 (略)

(運営規程)

第55条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) (略)

(記録の整備)

第55条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第55条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第56条 (略)

(準用)

第57条 第7条から第18条まで、第20条、第25条、第30条から第34条まで及び第35条から第39条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第7条第1項及び第32条中「第28条」とあるのは「第55条」と、「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第17条、第30条及び第31条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第31条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第61条 第7条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第25条、第30条から第34条まで、第35条、第36条 (第5項及び第6項を除く。)、第37条から第39条まで及び第46条並びに前節 (第50条第1項及び第57条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第7条第1項及び第32条中「第28条」とあるのは「第61条において準用する第55条」と、「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第17条、第30条及び第31条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第18条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第20条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第31条第2項中「設備及び備品

第56条 (略)

(準用)

第57条 第7条から第18条まで、第20条、第25条、第30条の2から第34条まで及び第35条から第39条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第7条第1項及び第32条第1項中「第28条」とあるのは「第55条」と、「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第17条、第30条の2第2項、第31条第1項及び第3項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第31条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(準用)

第61条 第7条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第25条、第30条の2から第34条まで、第35条から第39条まで (第36条第5項及び第6項を除く。)及び第46条並びに前節 (第50条第1項及び第57条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第7条第1項及び第32条第1項中「第28条」とあるのは「第61条において準用する第55条」と、「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第17条、第30条の2第2項、第31条第1項及び第3項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第18条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第20条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準

等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第50条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第75条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) (略)

(準用)

第77条 第7条、第8条、第10条から第12条まで、第14条から第18条まで、第20条、第25条、第30条から第34条まで、第35条から第39条まで及び第54条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、第7条第1項及び第32条中「第28条」とあるのは「第75条」と、「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第12条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第17条、第30条及び第31条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と読み替えるものとする。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第83条 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の行う指定訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

該当訪問入浴介護」と、第31条第2項中「設備及び備品等」とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」と、第50条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第75条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) (略)

(準用)

第77条 第7条、第8条、第10条から第12条まで、第14条から第18条まで、第20条、第25条、第30条から第34条まで、第35条から第39条まで及び第54条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、第7条第1項及び第32条第1項中「第28条」とあるのは「第75条」と、「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第12条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第17条、第30条、第30条の2第2項、第31条第1項及び第3項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と読み替えるものとする。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第83条 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の行う指定訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第139条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

（運営規程）

第85条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) (略)

（準用）

第87条 第7条から第12条まで、第14条から第18条まで、第20条、第25条、第30条から第33条まで、第35条から第39条まで、第54条及び第67条の規定は、指定訪問リハビリテーショ

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第139条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

（運営規程）

第85条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) (略)

（準用）

第87条 第7条から第12条まで、第14条から第18条まで、第20条、第25条、第30条から第33条まで、第35条から第39条まで、第54条及び第67条の規定は、指定訪問リハビリテーショ

ンの事業について準用する。この場合において、第7条第1項及び第32条中「第28条」とあるのは「第85条」と、「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第12条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第17条、第30条及び第31条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第93条 (略)

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (略)

ンの事業について準用する。この場合において、第7条第1項及び第32条第1項中「第28条」とあるのは「第85条」と、「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第12条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第17条、第30条、第30条の2第2項、第31条第1項及び第3項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第93条 (略)

2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

(4) (略)

(運営規程)

第94条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

(準用)

第96条 第7条から第12条まで、第15条、第17条、第18条、第20条、第25条、第30条から第33条まで、第35条から第39条まで、第54条及び第67条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第7条第1項及び第32条中「第28条」とある

(7) (略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

(運営規程)

第94条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) (略)

(準用)

第96条 第7条から第12条まで、第15条、第17条、第18条、第20条、第25条、第30条から第33条まで、第35条から第39条まで、第54条及び第67条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第7条第1項及び第32条第1項中「第28条」

のは「第94条」と、「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第12条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第17条中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第30条及び第31条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第105条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第106条 (略)

2 (略)

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

とあるのは「第94条」と、「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第12条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第17条中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第30条、第30条の2第2項、第31条第1項及び第3項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第105条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第106条 (略)

2 (略)

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範

(非常災害対策)

第108条 (略)

2 (略)

3 指定通所介護事業者は、第1項に規定する訓練を行うに当たっては、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

4・5 (略)

(衛生管理等)

第109条 (略)

2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、及びまん延しないように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

圏を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第108条 (略)

2 (略)

3 指定通所介護事業者は、第1項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

4・5 (略)

(衛生管理等)

第109条 (略)

2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定通所介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(地域との連携等)

第109条の2 指定通所介護事業者は、その事業

(事故発生時の対応)

第109条の2 (略)

(準用)

第111条 第7条から第16条まで、第18条、第20条、第25条、第26条、第32条から第34条まで、第35条から第37条まで、第39条及び第54条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第7条第1項及び第32条中「第28条」とあるのは「第105条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第26条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第113条 第7条から第16条まで、第18条、第20条、第25条、第26条、第32条から第34条まで、第35条から第37条まで、第39条、第54条、第97条、第99条及び第100条第4項並びに前節(第111条を除く。)の規定は、共生型通所

の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第109条の3 (略)

(準用)

第111条 第7条から第16条まで、第18条、第20条、第25条、第26条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条、第36条、第38条の2、第39条及び第54条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第7条第1項及び第32条第1項中「第28条」とあるのは「第105条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第26条、第30条の2第2項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(準用)

第113条 第7条から第16条まで、第18条、第20条、第25条、第26条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条、第36条、第38条の2、第39条、第54条、第97条、第99条及び第100条第4項並びに前節(第111条を除く。)の

介護の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第28条の運営規程」とあるのは「運営規程（第105条の運営規程をいう。第32条において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第26条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第32条中「第28条の運営規程」とあるのは「運営規程」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第100条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第103条第2号、第104条第5項及び第106条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第110条第2項第2号中「次条において準用する第18条第2項」とあるのは「第18条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第25条」とあるのは「第25条」と、同項第4号中「次条において準用する第36条第2項」とあるのは「第36条第2項」と読み替えるものとする。

（準用）

第133条 第7条から第13条まで、第15条、第16条、第18条、第20条、第25条、第26条、第32条から第34条まで、第35条、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第37条、第39条、第54

規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第28条の運営規程」とあるのは「運営規程（第105条の運営規程をいう。第32条第1項において同じ。）」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第26条及び第30条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第32条第1項中「第28条の運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第100条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第103条第2号、第104条第5項、第106条第3項及び第4項並びに第109条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第110条第2項第2号中「次条において準用する第18条第2項」とあるのは「第18条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第25条」とあるのは「第25条」と、同項第4号中「次条において準用する第36条第2項」とあるのは「第36条第2項」と読み替えるものとする。

（準用）

第133条 第7条から第13条まで、第15条、第16条、第18条、第20条、第25条、第26条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第38条の

条、第97条及び第4節（第101条第1項及び第111条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第7条第1項及び第32条中「第28条」とあるのは「第133条において準用する第105条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第18条中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第20条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第26条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第101条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

（運営規程）

第141条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) (略)

(衛生管理等)

第142条 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、及びまん延しないように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2、第39条、第54条、第97条及び第4節（第101条第1項及び第111条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第7条第1項及び第32条第1項中「第28条」とあるのは「第133条において準用する第105条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第18条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第20条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第26条、第30条の2第2項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第101条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

（運営規程）

第141条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(衛生管理等)

第142条 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定通所リハビリテーション事業所

における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(準用)

第144条 第7条から第12条まで、第14条から第16条まで、第18条、第20条、第25条、第26条、第30条の2、第32条、第33条、第35条から第39条まで、第67条、第101条及び第106条から第108条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第7条第1項及び第32条第1項中「第28条」とあるのは「第141条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第12条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第26条、第30条の2第2項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第106条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第146条 (略)

(準用)

第144条 第7条から第12条まで、第14条から第16条まで、第18条、第20条、第25条、第26条、第32条、第33条、第35条から第39条まで、第67条、第101条及び第106条から第108条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第7条第1項及び第32条中「第28条」とあるのは「第141条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第12条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第26条中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第106条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第146条 (略)

2～4 (略)

5 生活相談員並びに介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。

6 (略)

7 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第128条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第149条 (略)

2・3 (略)

4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等 (以下この章において「併設本体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設

2～4 (略)

5 生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。また、介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

6 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション (併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等 (以下この章において「併設本体施設」という。)を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。

7 (略)

8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業及び指定介護予防短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準規則第128条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第149条 (略)

2・3 (略)

4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないとき

事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（第1号に掲げるものを除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5～8 （略）

（運営規程）

第162条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) （略）

(9) （略）

（準用）

第166条 第8条から第12条まで、第14条、第15条、第18条、第20条、第25条、第32条から第34条まで、第35条から第39条まで、第54条、第106条、第108条及び第109条は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条中「第28条」とあるのは「第162条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第106条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

（設備及び備品等）

第169条 （略）

2～5 （略）

6 ユニット及び浴室の基準は、次のとおりと

は、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（第1号に掲げるものを除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5～8 （略）

（運営規程）

第162条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) （略）

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) （略）

（準用）

第166条 第8条から第12条まで、第14条、第15条、第18条、第20条、第25条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条から第39条まで、(第37条第2項を除く。)、第54条、第106条、第108条及び第109条は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第30条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第32条第1項中「第28条」とあるのは「第162条」と、同項及び第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第106条第3項及び第4項並びに第109条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

（設備及び備品等）

第169条 （略）

2～5 （略）

6 ユニット及び浴室の基準は、次のとおりと

する。

(1) ユニット

ア 居室 次のいずれにも該当するものとする。

(ア) (略)

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準規則第152条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準規則第150条のユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）が同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第178条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、ユニットに属さない室を改修した

する。

(1) ユニット

ア 居室 次のいずれにも該当するものとする。

(ア) (略)

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準規則第152条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業及びユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準規則第150条のユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）が同一の事業所において一体的に運営されている場合においては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第178条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

居室については、利用者同士の視線の遮断の確保がされている場合においては、居室を隔てる壁の上部と天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(エ) (略)

イ～エ (略)

(2) (略)

7・8 (略)

(運営規程)

第176条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第177条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(エ) (略)

イ～エ (略)

(2) (略)

7・8 (略)

(運営規程)

第176条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第177条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲

(準用)

第179条の3 第8条から第12条まで、第14条、第15条、第18条、第20条、第25条、第32条から第34条まで、第35条から第39条まで、第54条、第106条、第108条、第109条、第145条及び第147条並びに第4節(第166条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条中「第28条の運営規程」とあるのは「運営規程(第162条の運営規程をいう。)」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第106条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第150条第1項、第153条第3項、第154条第1項及び第161条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第165条第2項第2号中「次条において準用する第18条第2項」とあるのは「第18条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第25条」とあるのは「第25条」と、同項第5号中「次条において準用する第36条第2項」とあるのは「第36条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第179条の3 第8条から第12条まで、第14条、第15条、第18条、第20条、第25条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条から第39条まで(第37条第2項を除く。)、第54条、第106条、第108条、第109条、第145条及び第147条並びに第4節(第166条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第30条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第32条第1項中「第28条の運営規程」とあるのは「運営規程(第162条の運営規程をいう。)」と、同項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第106条第3項及び第4項並びに第109条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第150条第1項中「第162条の運営規程」とあるのは「運営規程」と、同項、第153条第3項、第154条第1項及び第161条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第165条第2項第2号中「次条において準用する第18条第2項」とあるのは「第18条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第25条」とあるのは「第25条」と、同項第5号中「次条において準用する第36条第2項」とあるのは「第36条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第

(準用)

第186条 第8条から第12条まで、第15条、第18条、第20条、第25条、第32条から第34条まで、第35条、第36条(第5項及び第6項を除く。)、第37条から第39条まで、第54条、第106条、第108条、第109条、第145条並びに第4節(第152条第1項及び第166条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第18条中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第20条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第32条中「第28条」とあるのは「第186条において準用する第162条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第106条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第152条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第158条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第163条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第165条第2項第2号中「次条において準用する第18条第2項」とあるのは「第18条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第25条」とあるのは「第25条」と、同項第5号中「次条において準用する第36条第2項」とあるのは「第36条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第186条 第8条から第12条まで、第15条、第18条、第20条、第25条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条から第39条まで(第36条第5項及び第6項並びに第37条第2項を除く。)、第54条、第106条、第108条、第109条、第145条並びに第4節(第152条第1項及び第166条を除く。)の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第18条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第20条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第30条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第32条第1項中「第28条」とあるのは「第186条において準用する第162条」と、同項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第106条第3項及び第4項並びに第109条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第152条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第158条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第163条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第165条第2項第2号中「次条において準用する第18条第2項」とあるのは「第18条第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第25条」とあるのは「第25条」と、同項第5号

(運営規程)

第199条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) (略)

(準用)

第202条 第8条から第12条まで、第14条、第15条、第18条、第20条、第25条、第32条、第33条、第35条から第39条まで、第54条、第106条、第108条、第142条、第150条、第151条第2項及び第164条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第32条中「第28条」とあるのは「第199条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第106条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第150条第1項中「第162条」とあるのは「第199条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

中「次条において準用する第36条第2項」とあるのは「第36条第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第199条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) (略)

(準用)

第202条 第8条から第12条まで、第14条、第15条、第18条、第20条、第25条、第30条の2、第32条、第33条、第35条から第39条まで、(第37条第2項を除く。)、第54条、第106条、第108条、第142条、第150条、第151条第2項及び第164条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第30条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第32条第1項中「第28条」とあるのは「第199条」と、同項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第106条第3項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第142条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第150条第1項中「第162条」とあるのは「第199条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第211条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) (略)

(勤務体制の確保等)

第212条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第224条 (略)

2～5 (略)

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

第211条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第212条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第224条 (略)

2～5 (略)

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(運営規程)

第230条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第231条 (略)

2・3 (略)

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(運営規程)

第230条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第231条 (略)

2・3 (略)

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害され

(準用)

第235条 第10条、第11条、第20条、第25条、第32条から第34条まで、第35条から第39条まで、第53条、第54条、第108条、第109条及び第157条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条中「第28条」とあるのは「第230条」と、「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第53条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第243条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めおかなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) (略)

(準用)

第246条 第10条、第11条、第20条、第25条、第32条から第34条まで、第35条から第39条まで、第53条、第54条、第108条、第109条、第220条、第222条から第225条まで、第228条、第229条及び第231条から第233条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第32条中「第28条」とあるのは

ることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第235条 第10条、第11条、第20条、第25条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条、第36条、第38条から第39条まで、第53条、第54条、第108条、第109条及び第157条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第30条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第32条第1項中「第28条」とあるのは「第230条」と、同項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第53条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第109条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第243条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めおかなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(準用)

第246条 第10条、第11条、第20条、第25条、第30条の2、第32条から第34条まで、第35条、第36条、第38条から第39条まで、第53条、第54条、第108条、第109条、第220条、第222条から第225条まで、第228条、第229条及び第231条から第233条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第30

「第243条」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第33条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「外部サービス利用型指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第53条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型指定特定施設の従業者」と、第222条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第225条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第231条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第255条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

(衛生管理等)

第258条 (略)

2～5 (略)

条の2第2項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第32条第1項中「第28条」とあるのは「第243条」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第33条中「指定訪問介護事業所」とあるのは「外部サービス利用型指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第53条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型指定特定施設の従業者」と、第109条第2項第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第222条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第225条中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第231条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第255条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) (略)

(衛生管理等)

第258条 (略)

2～5 (略)

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感

(掲示及び目録の備付け)

第259条 (略)

2 (略)

(準用)

第261条 第7条から第18条まで、第20条、第25条、第33条、第34条、第35条から第39条まで、第54条並びに第106条第1項及び第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第28条」とあるのは「第255条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第9条中「以下この章において同じ。」とあるのは「以下この章において同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第13条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第17条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第18条第1項中

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を利用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示及び目録の備付け)

第259条 (略)

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 (略)

(準用)

第261条 第7条から第18条まで、第20条、第25条、第30条の2、第33条、第34条、第35条から第39条まで、第54条並びに第106条第1項、第2項及び第4項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第28条」とあるのは「第255条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第9条中「以下この章において同じ。）」とあるのは「以下この章において同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第13条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第17条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第18

「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第20条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第106条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第263条 第7条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第25条、第33条、第34条、第35条、第36条（第5項及び第6項を除く。）、第37条から第39条まで、第54条、第106条第1項及び第2項、第247条、第249条、第250条並びに第4節（第251条第1項及び第261条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第7条第1項中「第28条」とあるのは「第263条において準用する第255条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第9条中「実施地域（当該指定訪問介護事業所が通常時に指定訪問介護を提供する地域をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「実施地域（当該指定訪問介護事業所が通常時に指定訪問介護を提供する地域をいう。以下この章において同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第13条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第17条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第18条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始

条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第20条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第30条の2第2項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第106条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第263条 第7条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第25条、第30条の2、第33条、第34条、第35条から第39条まで（第36条第5項及び第6項を除く。）、第54条、第106条第1項、第2項及び第4項、第247条、第249条、第250条並びに第4節（第251条第1項及び第261条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第7条第1項中「第28条」とあるのは「第263条において準用する第255条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第9条中「実施地域（当該指定訪問介護事業所が通常時に指定訪問介護を提供する地域をいう。以下この章において同じ。）」とあるのは「実施地域（当該指定訪問介護事業所が通常時に指定訪問介護を提供する地域をいう。以下この章において同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第13条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第17条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第18条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは

日及び終了日並びに種目及び品名」と、第20条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第106条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第251条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第274条 第7条から第13条まで、第15条から第17条まで、第25条、第31条、第33条、第34条、第35条から第39条まで、第54条、第106条第1項及び第2項、第252条、第255条から第257条まで並びに第259条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第28条」とあるのは「第274条において準用する第255条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第9条中「以下この章において同じ。」とあるのは「以下この章において同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第13条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第17条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第31条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第106条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第252条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第255条第

「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第20条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、第30条の2第2項並びに第38条の2第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第106条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第251条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第274条 第7条から第13条まで、第15条から第17条まで、第25条、第30条の2、第31条、第33条、第34条、第35条から第39条まで、第54条、第106条第1項、第2項及び第4項、第252条、第255条から第257条まで並びに第259条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第28条」とあるのは「第274条において準用する第255条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第9条中「以下この章において同じ。」とあるのは「以下この章において同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目」と、第13条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第17条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第30条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第31条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、同条第3項第1号及び第3号並びに第38条の2第1号及び第3号中

4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第256条及び第257条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第106条第1項、第2項及び第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、第252条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第255条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第256条及び第257条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

第14章 雑則

(電磁的記録等)

第275条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項（第40条の3、第45条、第57条、第61条、第77条、第87条、第96条、第111条、第113条、第133条、第144条、第166条（第179条において準用する場合を含む。）、第179条の3、第186条、第202条（第214条において準用する場合を含む。）、第235条、第246条、第261条、第263条及び第274条において準用する場合を含む。）及び第222条第1項（第246条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるも

	<p>のをいう。)により行うことができる。</p> <p><u>2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</u></p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則の一部改正)

第2条 指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則(平成25年静岡県規則第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第13章 (略)</p> <p>附則 (運営規程)</p> <p>第53条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第53条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第13章 (略)</p> <p><u>第14章 雑則(第265条)</u></p> <p>附則 (運営規程)</p> <p>第53条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第53条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定介護予防訪問入浴</u></p>

介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
（業務継続計画の策定等）

第53条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第53条の3 （略）

- 2 （略）

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感

（衛生管理等）

第53条の3 （略）

- 2 （略）

感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(揭示)

第53条の4 (略)

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(地域との連携等)

第53条の9 (略)

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

(揭示)

第53条の4 (略)

(市町村が実施する事業への協力)

第53条の9 (略)

(事故発生時の対応)

第53条の10 (略)

(会計等の区分)

第53条の11 (略)

(準用)

第61条 第1節、第4節(第49条の9、第50条第1項、第53条の8第5項及び第6項並びに第55条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第49条の2第1項及び第53条4中「第53条」とあるのは「第61条において準用する第53条」と、第49条の13第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス

(事故発生時の対応)

第53条の10 (略)

(虐待の防止)

第53条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計等の区分)

第53条の11 (略)

(準用)

第61条 第1節、第4節(第49条の9、第50条第1項、第53条の8第5項及び第6項並びに第55条を除く。)及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第49条の2第1項及び第53条の4第1項中「第53条」とあるのは「第61条において準用する第53条」と、第49条の13第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防

費の額」とあるのは「内容」と、第50条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第50条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第71条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) (略)

サービス費の額」とあるのは「内容」と、第50条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第50条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第71条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第71条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するた

(記録等の整備)

第72条 (略)

(準用)

第73条 第49条の2、第49条の3、第49条の5から第49条の7まで、第49条の9から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第52条及び第53条の2から第53条の11までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、第49条の2第1項及び第53条の4中「第53条」とあるのは「第71条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第49条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第49条の12、第53条の2及び第53条の3第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第53条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第81条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

(準用)

第83条 第49条の2から第49条の7まで、第49条の9から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第52条、第53条の2から第53条の

めの方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(記録等の整備)

第72条 (略)

(準用)

第73条 第49条の2、第49条の3、第49条の5から第49条の7まで、第49条の9から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第52条及び第53条の2の2から第53条の11までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、第49条の2第1項及び第53条の4第1項中「第53条」とあるのは「第71条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第49条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第49条の12、第53条の2の2第2項、第53条の3第1項及び第3項並びに第53条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第53条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第81条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) (略)

(準用)

第83条 第49条の2から第49条の7まで、第49条の9から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第52条、第53条の2の2から第53

5まで、第53条の7から第53条の11まで及び第67条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第49条の2第1項及び第53条の4中「第53条」とあるのは「第81条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第49条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第49条の12、第53条の2及び第53条の3第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第53条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第85条 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の行う指定介護予防訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第2条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防

条の5まで、第53条の7から第53条の11まで、第67条及び第71条の2の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第49条の2第1項及び第53条の4第1項中「第53条」とあるのは「第81条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第49条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第49条の12、第53条の2の2第2項、第53条の3第1項及び第3項並びに第53条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第53条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第71条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替えるものとする。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第85条 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の行う指定介護予防訪問リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第2条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防

サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行う。

(2)～(14) (略)

(運営規程)

第90条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

(準用)

第92条 第49条の2から第49条の7まで、第49条の10、第49条の12、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条、第53条の2から第53条の5まで、第53条の7から第53条の11まで及び第67条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第49条の2第1項及び第53条の4中「第53条」とあるのは「第90条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第49条の7中「心身の状況」とあるのは「心身

サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）を通じた情報収集等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行う。

(2)～(14) (略)

(運営規程)

第90条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) (略)

(準用)

第92条 第49条の2から第49条の7まで、第49条の10、第49条の12、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条、第53条の2の2から第53条の5まで、第53条の7から第53条の11まで、第67条及び第71条の2の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、第49条の2第1項及び第53条の4第1項中「第53条」とあるのは「第90条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第49条の7中「心身の状

の状況、病歴、服薬歴」と、第49条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第53条の2及び第53条の3第1項中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第53条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と読み替えるものとする。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第94条 (略)

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (略)

況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第49条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第53条の2の2第2項、第53条の3第1項及び第3項並びに第53条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第53条の3第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第71条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第94条 (略)

2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要
な情報提供又は助言を行うものとする。

(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会

(4) (略)

(運営規程)

第119条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めおかなければならない。

(1)～(8) (略)

議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

(7) (略)

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げる
ところによるものとする。

(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

(運営規程)

第119条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めおかなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第119条の2 (略)

2 (略)

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(非常災害対策)

第119条の4 (略)

2 (略)

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第1項に規定する訓練を行うに当たっては、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

4・5 (略)

(衛生管理等)

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第119条の2 (略)

2 (略)

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第119条の4 (略)

2 (略)

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第1項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

4・5 (略)

(衛生管理等)

第120条 (略)

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第122条 第49条の2から第49条の7まで、第49条の9から第49条の11まで、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第53条の4、第53条の5、第53条の7から第53条の11まで及び第67条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第49条の2第1項及び第53条の4中「第53条」とあるのは「第119条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第49条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

第120条 (略)

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(準用)

第122条 第49条の2から第49条の7まで、第49条の9から第49条の11まで、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第53条の2の2、第53条の4、第53条の5、第53条の7から第53条の11まで及び第67条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、第49条の2第1項及び第53条の4第1項中「第53条」とあるのは「第119条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第49条の7中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

る。

(従業者の員数)

第128条 (略)

2～4

5 生活相談員並びに介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。

6 (略)

7 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業及び指定短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第146条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(運営規程)

第137条 指定介護予防短期入所生活介護事業者

と、第53条の2の2第2項並びに第53条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第128条 (略)

2～4

5 生活相談員のうち1人以上は、常勤でなければならない。また、介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定により看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション(併設事業所にあっては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。

7 (略)

8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業及び指定短期入所生活介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準規則第146条第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(運営規程)

第137条 指定介護予防短期入所生活介護事業者

は、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) (略)

(衛生管理等)

第138条の2 (略)

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、及びまん延しないように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第141条 第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条、第53条の4から第53条の11まで、第119条の2及び第119条の4の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の

は、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(衛生管理等)

第138条の2 (略)

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(準用)

第141条 第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条、第53条の2の2、第53条の4から第53条の11まで(第53条の9第2項を除く。)、第119条の2及び第119条の

事業について準用する。この場合において、第53条の4中「第53条」とあるのは「第137条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第119条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第152条 (略)

2～5 (略)

6 ユニット及び浴室の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室 次のいずれにも該当するものとする。

(ア) (略)

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準規則第169条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業及びユニット型指定

4の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条の2の2第2項、第53条の4第1項並びに第53条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第53条の4第1項中「第53条」とあるのは「第137条」と、第119条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

(設備及び備品等)

第152条 (略)

2～5 (略)

6 ユニット及び浴室の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室 次のいずれにも該当するものとする。

(ア) (略)

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準規則第169条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業及びユニット型指定

短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準規則第167条のユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第156条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね10人以下としなければならない。

- (ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、ユニットに属さない室を改修した居室については、利用者同士の視線の遮断の確保がされている場合においては、居室を隔てる壁の上部と天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。

(エ) (略)

イ～エ (略)

(2) (略)

7・8 (略)

(運営規程)

第155条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第156条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準規則第167条のユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第156条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

- (ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

(エ) (略)

イ～エ (略)

(2) (略)

7・8 (略)

(運営規程)

第155条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第156条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護

事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第163条の3 第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条、第53条の4から第53条の11、第119条の2及び第119条の4、第127条及び第129条並びに第4節(第141条を除く。)及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条の4中「第53条」とあるのは「第137条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第119条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介

事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第163条の3 第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条、第53条の2の2、第53条の4から第53条の11まで(第53条の9第2項を除く。)、第119条の2及び第119条の4、第127条及び第129条並びに第4節(第141条を除く。)及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第53条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第53条の4第1項中「第53条」とあるのは「第137条」と、同項並びに第53条の10の2

護従業者」と、第132条第1項及び第136条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第140条第2項第2号中「次条において準用する第49条の13第2項」とあるのは「第49条の13第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第50条の3」とあるのは「第50条の3」と、同項第5号中「次条において準用する第53条の8第2項」とあるのは「第53条の8第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第53条の10第2項」とあるのは「第53条の10第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第170条 第49条の3から第49条の7まで、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条、第53条の4から第53条の7まで、第53条の8（第5項及び第6項を除く。）、第53条の9から第53条の11まで、第119条の2、第119条の4、第127条並びに第4節（第134条第1項及び第141条を除く。）及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第49条の13中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第50条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介

第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第119条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第132条第1項、第136条及び第138条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第140条第2項第2号中「次条において準用する第49条の13第2項」とあるのは「第49条の13第2項」と、同項第4号中「次条において準用する第50条の3」とあるのは「第50条の3」と、同項第5号中「次条において準用する第53条の8第2項」とあるのは「第53条の8第2項」と、同項第6号中「次条において準用する第53条の10第2項」とあるのは「第53条の10第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第170条 第49条の3から第49条の7まで、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条、第53条の2の2、第53条の4から第53条の11まで（第53条の8第5項及び第6項並びに第53条の9第2項を除く。）、第119条の2、第119条の4、第127条並びに第4節（第134条第1項及び第141条を除く。）及び第5節の規定は、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第49条の13第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第50条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入

護」と、第53条の4中「第53条」とあるのは「第170条において準用する第137条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第119条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第134条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第138条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第140条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第170条」と、第147条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第177条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) (略)

(準用)

第180条 第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条、第53条の4、第53条の5、第53条の7から第53条の11まで、第119条の2、第119条の4、第120条、第132条、第133条第2項及び第139条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第53条の4中

所生活介護」と、第53条の2の2第2項、第53条の4第1項並びに第53条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第53条の4第1項中「第53条」とあるのは「第170条において準用する第137条」と、第119条の2第3項及び第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第134条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第138条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第140条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第170条」と、第147条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第177条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) (略)

(準用)

第180条 第49条の3から第49条の7まで、第49条の9、第49条の10、第49条の13、第50条の2、第50条の3、第52条、第53条の2の2、第53条の4、第53条の5、第53条の7から第53条の11まで(第53条の9第2項を除く。)、第119条の2、第119条の4、第120条、第132条、第133条第2項及び第139条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について

「第53条」とあるのは「第177条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第119条の2第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第132条第1項中「第137条」とあるのは「第177条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第192条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) (略)

(勤務体制の確保等)

第193条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

準用する。この場合において、第53条の2の2第2項、第53条の4第1項並びに第53条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第53条の4第1項中「第53条」とあるのは「第177条」と、第119条の2第3項及び第4項並びに第120条第2項第1号及び第3号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第132条第1項中「第137条」とあるのは「第177条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第192条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第193条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を

(身体的拘束等の禁止)

第210条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

(運営規程)

第211条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第212条 (略)

2・3 (略)

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業

講じなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第210条 (略)

2 (略)

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

(運営規程)

第211条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第212条 (略)

2・3 (略)

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業

者は、介護予防特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第216条 第49条の5、第49条の6、第50条の2から第52条まで、第53条の4から第53条の11まで、第119条の4及び第138条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第51条及び第53条の4中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同条中「第53条」とあるのは「第211条」と読み替えるものとする。

(運営規程)

者は、介護予防特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第216条 第49条の5、第49条の6、第50条の2から第52条まで、第53条の2の2、第53条の4から第53条の11まで（第53条の9第2項を除く。）、第119条の4及び第138条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第51条、第53条の2の2第2項、第53条の10の2第1号及び第3号並びに第53条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同項中「第53条」とあるのは「第211条」と、第138条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第230条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) (略)

(準用)

第233条 第49条の5、第49条の6、第50条の2から第52条まで、第53条の4から第53条の11まで、第119条の4、第138条の2、第206条から第210条まで及び第212条から第214条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第51条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第53条の4中「第53条」とあるのは「第230条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第53条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第208条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第212条第1項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護その他」とあるのは「基本サービスその他」と、同条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第3項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

第230条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(9) (略)

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) (略)

(準用)

第233条 第49条の5、第49条の6、第50条の2から第52条まで、第53条の2の2、第53条の4から第53条の11まで（第53条の9第2項を除く。）、第119条の4、第138条の2、第206条から第210条まで及び第212条から第214条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第51条、第53条の2の2第2項並びに第53条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第53条の4第1項中「第53条」とあるのは「第230条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第53条の6中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「外部サービス利用型指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第138条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第208条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第212条第1項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護その他」とあるのは「基本サービスその他」と、同条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護

(運営規程)

第241条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) (略)

(衛生管理等)

第244条 (略)

2～5 (略)

(揭示及び目録の備付け)

を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第3項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と読み替えるものとする。

(運営規程)

第241条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) (略)

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

(7) (略)

(衛生管理等)

第244条 (略)

2～5 (略)

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(揭示及び目録の備付け)

第245条 (略)

2 (略)

(準用)

第247条 第49条の2から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第52条、第53条の5から第53条の11まで並びに第119条の2第1項及び第2項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第49条の2第1項中「第53条」とあるのは「第241条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第49条の4中「同じ。）」とあるのは「同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第49条の8第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第49条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第49条の13第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第50条の2中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第119条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

(準用)

第252条 第49条の2から第49条の8まで、第49条の10から第49条の13まで、第50条の2、第

第245条 (略)

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

3 (略)

(準用)

第247条 第49条の2から第49条の13まで、第50条の2、第50条の3、第52条、第53条の2の2、第53条の5から第53条の11まで並びに第119条の2第1項、第2項及び第4項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第49条の2第1項中「第53条」とあるのは「第241条」と、同項、第53条の2の2第2項並びに第53条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第49条の4中「同じ。）」とあるのは「同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第49条の8第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第49条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第49条の13第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第50条の2中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第119条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービス利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

(準用)

第252条 第49条の2から第49条の8まで、第49条の10から第49条の13まで、第50条の2、第

50条の3、第52条、第53条の5から第53条の7まで、第53条の8（第5項及び第6項を除く。）、第53条の9から第53条の11まで並びに第119条の2第1項及び第2項並びに第1節、第2節（第237条を除く。）、第3節、第4節（第240条第1項及び第247条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第49条の2第1項中「第53条」とあるのは「第252条において準用する第241条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第49条の4中「同じ。」とあるのは「同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第49条の8第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第49条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第49条の13第1項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第50条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第119条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第240条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

50条の3、第52条、第53条の2の2、第53条の5から第53条の11まで（第53条の8第5項及び第6項を除く。）並びに第119条の2第1項、第2項及び第4項並びに第1節、第2節（第237条を除く。）、第3節、第4節（第240条第1項及び第247条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第49条の2第1項中「第53条」とあるのは「第252条において準用する第241条」と、同項、第53条の2の2第2項並びに第53条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第49条の4中「同じ。」とあるのは「同じ。）、取り扱う福祉用具の種目」と、第49条の8第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第49条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第49条の13第1項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第50条の2中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第119条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第240条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

(準用)

第261条 第49条の2から第49条の8まで、第49条の10から第49条の12まで、第50条の3、第52条、第53条の3、第53条の5から第53条の11まで、第119条の2第1項及び第2項、第241条から第243条まで並びに第245条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第49条の2第1項中「第53条」とあるのは「第261条において準用する第241条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第49条の4中「同じ。」とあるのは「同じ。）、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第49条の8第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第49条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第119条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第241条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第242条中「福祉用具に」とあるのは「特定介護予防福祉用具に」と、第243条中「福祉用具を」とあるのは「特定介護予防福祉用具を」と、第245条中「第241条」とあるのは「第261条において準用する第241条」と読み替えるものとする。

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第264条 (略)

(準用)

第261条 第49条の2から第49条の8まで、第49条の10から第49条の12まで、第50条の3、第52条、第53条の2の2、第53条の3、第53条の5から第53条の11まで、第119条の2第1項、第2項及び第4項、第241条から第243条まで並びに第245条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第49条の2第1項中「第53条」とあるのは「第261条において準用する第241条」と、同項、第53条の2の2第2項、第53条の3第3項第1号及び第3号並びに第53条の10の2第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第49条の4中「同じ。」とあるのは「同じ。）、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第49条の8第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第49条の12中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第119条の2第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第241条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第242条中「福祉用具に」とあるのは「特定介護予防福祉用具に」と、第243条中「福祉用具を」とあるのは「特定介護予防福祉用具を」と、第245条中「第241条」とあるのは「第261条において準用する第241条」と読み替えるものとする。

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第264条 (略)

第14章 雑則

(電磁的記録等)

第265条 指定介護予防サービス事業者及び指定

介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第49条の5第1項（第61条、第73条、第83条、第92条、第122条、第141条（第158条において準用する場合を含む。）、第163条の3、第170条、第180条（第195条において準用する場合を含む。）、第216条、第233条、第247条、第252条及び第261条において準用する場合を含む。）及び第208条第1項（第233条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護

予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則の一部改正）

第3条 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第7号）の一部を次のよ

うに改正する。

改正前	改正後
<p>(運営規程)</p> <p>第6条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 養護老人ホームは、第2項に規定する訓練を行うに当たっては、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(処遇の方針)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第6条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(8)</u> (略)</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 養護老人ホームは、第2項に規定する訓練を行うに当たっては、<u>地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに</u>、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 養護老人ホーム <u>生活相談員</u>、栄養士又は調理員、事務員その他の職員</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(処遇の方針)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)
(施設長の責務)

第20条 (略)

2 養護老人ホームの施設長は、職員に第6条から第8条まで、第13条から前条まで及び次条から第28条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第22条 (略)

2 (略)

3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)
(施設長の責務)

第20条 (略)

2 養護老人ホームの施設長は、職員に第6条から第8条まで、第13条から前条まで及び次条から第29条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第22条 (略)

2 (略)

3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第23条 (略)

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) (略)

(3) 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

(業務継続計画の策定等)

第22条の2 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第23条 (略)

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) (略)

(3) 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第28条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。

2～4 (略)

第28条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 事故発生の防止のための委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) 及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 (略)

(虐待の防止)

第29条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的_に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的_に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(電磁的記録等)

第30条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面 (書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うこ

	<p><u>とが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正）

第4条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第2条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第88条第1項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) 栄養士 1以上</p> <p>(5)・(6) （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、<u>指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 （略）</p> <p><u>第6章 雑則（第52条）</u></p> <p>附則</p> <p>（従業者の員数）</p> <p>第2条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第88条第1項の規定による指定介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の<u>栄養士又は管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の<u>栄養士又は管理栄養士</u>を置かないことができる。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上</p> <p>(5)・(6) （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 指定介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>

を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第49条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。)第158条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定地域密着型サービス基準省令第167条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。)を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

5～9 (略)

10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設(指定地域密着型サービス基準省令第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。)の本体施設(同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。)である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第13条 (略)

2～5 (略)

5～9 (略)

10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。以下同じ。)の本体施設(同項に規定する本体施設をいう。以下同じ。)である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第13条 (略)

2～5 (略)

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(施設サービス計画の作成)

第14条 (略)

2～5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 (略)

(機能訓練)

第19条 (略)

6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(施設サービス計画の作成)

第14条 (略)

2～5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合には、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 (略)

(機能訓練)

第19条 (略)

(栄養管理)

第19条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者

(健康管理)

第20条 (略)

(運営規程)

第26条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第27条 (略)

2 (略)

3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(^{くう}口腔衛生の管理)

第19条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(健康管理)

第20条 (略)

(運営規程)

第26条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第27条 (略)

2 (略)

3 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上

(定員の遵守)

第28条 (略)

(非常災害対策)

第29条 (略)

2 (略)

3 指定介護老人福祉施設は、第1項に規定する訓練を行うに当たっては、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

4・5 (略)

(衛生管理等)

第30条 (略)

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲

必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第27条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第28条 (略)

(非常災害対策)

第29条 (略)

2 (略)

3 指定介護老人福祉施設は、第1項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

4・5 (略)

(衛生管理等)

第30条 (略)

2 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲

げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) (略)

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) (略)

(揭示)

第32条 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第38条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2～4 (略)

げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) (略)

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) (略)

(揭示)

第32条 (略)

2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第38条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 (略)

(虐待の防止)

第38条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の

(会計の区分)

第39条 (略)

(設備)

第42条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア) (略)

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上と

発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第39条 (略)

(設備)

第42条 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア) (略)

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

すること。

b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(エ) (略)

イ～エ (略)

(2)～(5) (略)

2 (略)

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第44条 (略)

2～7 (略)

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

9 (略)

(運営規程)

第48条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第49条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業

(エ) (略)

イ～エ (略)

(2)～(5) (略)

2 (略)

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第44条 (略)

2～7 (略)

8 ユニット型指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

9 (略)

(運営規程)

第48条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(勤務体制の確保等)

第49条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業

者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第51条 第4条から第10条まで、第12条、第14条、第17条、第19条から第25条まで及び第29条から第40条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第4条第1項中「第26条に規定する運営規程」とあるのは「第48条に規定する重要事項に関する規程」と、第24条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第40条第2項第2号中「第10条第2項」とあるのは「第51条において準用する第10条第2項」と、第25条中「第14条」とあるのは「第51条において準用する第14条」と、第25条第5号及び第40条第2項第3号中「第13条第5項」とあるのは「第44条第7項」と、第40条第2項第4号中「第22条」とあるのは「第51条において準用する第22条」と、第25条第6号及び第40条第2項第5号中「第36条第2項」とあるのは「第51条において準用す

者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第51条 第4条から第10条まで、第12条、第14条、第17条、第19条から第25条まで、第27条の2及び第29条から第40条までの規定は、ユニット型指定介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第4条第1項中「第26条に規定する運営規程」とあるのは「第48条に規定する重要事項に関する規程」と、第24条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第40条第2項第2号中「第10条第2項」とあるのは「第51条において準用する第10条第2項」と、第25条中「第14条」とあるのは「第51条において準用する第14条」と、第25条第5号及び第40条第2項第3号中「第13条第5項」とあるのは「第44条第7項」と、第40条第2項第4号中「第22条」とあるのは「第51条において準用する第22条」と、第25条第6号及び第40条第2項第5号中「第36条第2項」とあるのは「第51条

る第36条第2項」と、第25条第7号及び第40条第2項第6号中「第38条第3項」とあるのは「第51条において準用する第38条第3項」と読み替えるものとする。

において準用する第36条第2項」と、第25条第7号及び第40条第2項第6号中「第38条第3項」とあるのは「第51条において準用する第38条第3項」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第52条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第7条第1項（第51条において準用する場合を含む。）及び第10条第1項（第51条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則の一部改正）

第5条 介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第11

号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第2条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「基準省令」という。）で定める員数の医師及び看護師のほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第97条第2項の規定による介護老人保健施設に置くべき介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 栄養士 入所定員100以上の介護老人保健施設にあつては、1以上</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、<u>介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き</u>、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p><u>第6章 雑則（第52条）</u></p> <p>附則</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第2条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「基準省令」という。）で定める員数の医師及び看護師のほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第97条第2項の規定による介護老人保健施設に置くべき介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 入所定員100以上の介護老人保健施設にあつては、1以上</p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 介護老人保健施設の従業者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所</p>

(以下「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専門員
 - (2) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員
 - (3) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）
- 7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。)の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士又は介護支援専

(以下「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員
 - (2) 介護医療院 栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員
 - (3) 病院 栄養士若しくは管理栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）
- 7 第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、医療機関併設型小規模介護老人保健施設（介護医療院又は病院若しくは診療所に併設され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員29人以下の介護老人保健施設であって、前項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設以外のものをいう。以下同じ。)の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄

門員の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) (略)

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第14条 (略)

2～5 (略)

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(施設サービス計画の作成)

第15条 (略)

2～5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原

養士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士 併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は栄養士若しくは管理栄養士により当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) (略)

(介護保健施設サービスの取扱方針)

第14条 (略)

2～5 (略)

6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(施設サービス計画の作成)

第15条 (略)

2～5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護保健施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその

案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 (略)

(機能訓練)

第18条 (略)

(看護及び医学的管理の下における介護)

第19条 (略)

(運営規程)

第27条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) (略)

(勤務体制の確保等)

第28条 (略)

2 (略)

家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 (略)

(機能訓練)

第18条 (略)

(栄養管理)

第18条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第18条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第19条 (略)

(運営規程)

第27条 介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第28条 (略)

2 (略)

3 介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第29条 (略)

(非常災害対策)

第30条 (略)

3 介護老人保健施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第28条の2 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第29条 (略)

(非常災害対策)

第30条 (略)

2 (略)

3 介護老人保健施設は、第1項に規定する訓練を行うに当たっては、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

4・5 (略)
(衛生管理等)

第31条 (略)

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) (略)

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) (略)
(掲示)

第33条 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第38条 介護老人保健施設は、事故の発生又は

2 (略)

3 介護老人保健施設は、第1項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

4・5 (略)
(衛生管理等)

第31条 (略)

2 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) (略)

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) (略)
(掲示)

第33条 (略)

2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第38条 介護老人保健施設は、事故の発生又は

その再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2～4 (略)

(会計の区分)

第39条 (略)
(介護保健施設サービスの取扱方針)

第44条 (略)

2～7 (略)

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検

その再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 事故発生防止のための委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 (略)

(虐待の防止)

第38条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第39条 (略)
(介護保健施設サービスの取扱方針)

第44条 (略)

2～7 (略)

8 ユニット型介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検

討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

9 (略)

(運営規程)

第48条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第49条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

9 (略)

(運営規程)

第48条 ユニット型介護老人保健施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第49条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型介護老人保健施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第51条 第5条から第11条まで、第13条、第15条から第18条まで、第21条、第23条から第26条まで及び第30条から第40条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第5条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第48条に規定する重要事項に関する規程」と、第25条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第40条第2項第2号中「第10条第4項」とあるのは「第51条において準用する第10条第4項」と、第40条第2項第3号中「第11条第2項」とあるのは「第51条において準用する第11条第2項」と、第26条中「第15条」とあるのは「第51条において準用する第15条」と、第40条第2項第5号中「第23条」とあるのは「第51条において準用する第23条」と、第26条第4号及び第40条第2項第6号中「第36条第2項」とあるのは「第51条において準用する第36条第2項」と、第26条第5号及び第40条第2項第7号中「第38条第3項」とあるのは「第51条において準用する第38条第3項」と、第40条第2項第4号中「第14条第5項」とあるのは「第44条第7項」と読み替えるものとする。

第51条 第5条から第11条まで、第13条、第15条から第18条の3まで、第21条、第23条から第26条まで、第28条の2及び第30条から第40条までの規定は、ユニット型介護老人保健施設について準用する。この場合において、第5条第1項中「第27条に規定する運営規程」とあるのは「第48条に規定する重要事項に関する規程」と、第25条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第40条第2項第2号中「第10条第4項」とあるのは「第51条において準用する第10条第4項」と、第40条第2項第3号中「第11条第2項」とあるのは「第51条において準用する第11条第2項」と、第26条中「第15条」とあるのは「第51条において準用する第15条」と、第40条第2項第5号中「第23条」とあるのは「第51条において準用する第23条」と、第26条第4号及び第40条第2項第6号中「第36条第2項」とあるのは「第51条において準用する第36条第2項」と、第26条第5号及び第40条第2項第7号中「第38条第3項」とあるのは「第51条において準用する第38条第3項」と、第40条第2項第4号中「第14条第5項」とあるのは「第44条第7項」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第52条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第8条第1項（第51条において準用する場合を含む。）及び第11条第1項（第51条におい

	<p>て準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第6条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則(平成25年静岡県規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第2条 指定介護療養型医療施設(療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院であるものに限る。)に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>医師、薬剤師及び栄養士</u> それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p><u>第5章 雑則(第40条)</u></p> <p>附則</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第2条 指定介護療養型医療施設(療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院であるものに限る。)に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>医師及び薬剤師</u> それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 療養病床が100以</p>

(5) (略)

2 (略)

3 指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第26項の政令で定める病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上

(2)～(5) (略)

(6) (略)

4・5 (略)

6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第1項第5号及び第3項第6号の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が100又はその端数を増すごとに1とする。

7 (略)

上の指定介護療養型医療施設にあつては、
1以上

(6) (略)

2 (略)

3 指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第26項の政令で定める病床により構成される病棟（以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。）を有する病院（以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。）であるものに限る。）に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上

(2)～(5) (略)

(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1以上

(7) (略)

4・5 (略)

6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第1項第6号及び第3項第7号の規定にかかわらず、療養病床（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟（専ら要介護者を入院させる部分に限る。）に係る病室における入院患者の数の合計数が100又はその端数を増すごとに1とする。

7 (略)

8 第1項第5号、第3項第6号及び第6項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。

9・10 (略)

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第15条 (略)

2～5 (略)

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(施設サービス計画の作成)

第16条 (略)

2～5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

8 第1項第6号、第3項第7号及び第6項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。

9・10 (略)

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第15条 (略)

2～5 (略)

6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(施設サービス計画の作成)

第16条 (略)

2～5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族（以下この項において「入院患者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。）の開催、担当者に対する照会等に

7～12 (略)

(機能訓練)

第18条 (略)

(看護及び医学的管理の下における介護)

第19条 (略)

(運営規程)

第26条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) (略)

(勤務体制の確保等)

第27条 (略)

2 (略)

3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

より、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 (略)

(機能訓練)

第18条 (略)

(栄養管理)

第18条の2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(^く口腔衛生の管理)

第18条の3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第19条 (略)

(運営規程)

第26条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第27条 (略)

2 (略)

3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看

護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第27条の2 指定介護療養型医療施設は、感染症や非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（定員の遵守）

第28条（略）

（非常災害対策）

第29条（略）

2（略）

3 指定介護療養型医療施設は、第1項に規定

（定員の遵守）

第28条（略）

（非常災害対策）

第29条（略）

2（略）

3 指定介護療養型医療施設は、第1項に規定

する訓練を行うに当たっては、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

4・5 (略)
(衛生管理等)

第30条 (略)

2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) (略)

(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) (略)

(揭示)

第32条 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第37条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

4・5 (略)
(衛生管理等)

第30条 (略)

2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護療養型医療施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) (略)

(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) (略)

(揭示)

第32条 (略)

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第37条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2～4 (略)

(会計の区分)

第38条 (略)

(記録の整備)

第39条 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 (略)

(虐待の防止)

第37条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第38条 (略)

(記録の整備)

第39条 (略)

第5章 雑則

(電磁的記録等)

第40条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認

識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条第1項及び第12条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

9 基準省令附則第18条に該当する指定介護療養型医療施設については、令和6年3月31日までの間は、第2条第1項第2号中「6」とあるのは「8」と、同項第3号中「6」とあるのは「4」とする。

10 基準省令附則第19条に該当する従業者の員数は、令和6年3月31日までの間は、第2条第3項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上

(2)～(5) (略)

(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数

附 則

9 基準省令附則第18条に該当する指定介護療養型医療施設については、平成36年3月31日までの間は、第2条第1項第2号中「6」とあるのは「8」と、同項第3号中「6」とあるのは「4」とする。

10 基準省令附則第19条に該当する従業者の員数は、平成36年3月31日までの間は、第2条第3項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ医療法上必要とされる数以上

(2)～(5) (略)

<p>(6) (略)</p> <p>11 基準省令附則第20条に該当する廊下については、<u>平成36年3月31日</u>までの間は、第3条第2項第3号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。</p> <p>12 基準省令附則第21条に該当する廊下については、<u>平成36年3月31日</u>までの間は、第5条第2項第4号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受けていた病院の廊下の幅にあっては、2.1メートル以上）」とあるのは「1.6メートル以上」とする。</p>	<p><u>が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>11 基準省令附則第20条に該当する廊下については、<u>令和6年3月31日</u>までの間は、第3条第2項第3号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル」とあるのは「1.6メートル」とする。</p> <p>12 基準省令附則第21条に該当する廊下については、<u>令和6年3月31日</u>までの間は、第5条第2項第4号中「1.8メートル」とあるのは「1.2メートル」と、「2.7メートル以上（医療法施行規則第43条の2の規定の適用を受けていた病院の廊下の幅にあっては、2.1メートル以上）」とあるのは「1.6メートル以上」とする。</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第7条 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 人員、設備及び運営に関する基準 (第2条—<u>第30条</u>)</p> <p>第3章～第5章 (略)</p> <p>附則 (職員の専従)</p> <p>第5条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、<u>特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホ</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 人員、設備及び運営に関する基準 (第2条—<u>第30条の2</u>)</p> <p>第3章～第5章 (略)</p> <p><u>第6章 雑則（第51条）</u></p> <p>附則 (職員の専従)</p> <p>第5条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p>

ホームの介護職員及び看護職員（第38条第2項（第50条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。）、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム（ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

（運営規程）

第6条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) (略)

（非常災害対策）

第7条 (略)

2・3 (略)

4 特別養護老人ホームは、第2項に規定する訓練を行うに当たっては、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

5・6 (略)

（運営規程）

第6条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) (略)

（非常災害対策）

第7条 (略)

2・3 (略)

4 特別養護老人ホームは、第2項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

5・6 (略)

(処遇の方針)

第14条 (略)

2～5 (略)

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(施設長の責務)

第22条 (略)

2 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第6条から第8条まで及び第11条から第30条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第23条 (略)

2 (略)

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(処遇の方針)

第14条 (略)

2～5 (略)

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(施設長の責務)

第22条 (略)

2 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第6条から第8条まで及び第11条から第30条の2までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第23条 (略)

2 (略)

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行わ

れる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第23条の2 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第24条 (略)

(衛生管理等)

第25条 (略)

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) (略)

(定員の遵守)

第24条 (略)

(衛生管理等)

第25条 (略)

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) (略)

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2～4 (略)

(この章の趣旨)

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 (略)

(虐待の防止)

第30条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(この章の趣旨)

第31条 (略)

(運営規程)

第32条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) (略)

(設備の基準)

第33条 (略)

2・3 (略)

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア) (略)

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) (略)

(エ) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し

第31条 (略)

(運営規程)

第32条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) (略)

(設備の基準)

第33条 (略)

2・3 (略)

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア) (略)

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) (略)

(エ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。

支えない。

(オ)～(ケ) (略)

イ～エ (略)

(2)～(4) (略)

5・6 (略)

(サービスの取扱方針)

第34条 (略)

2～7 (略)

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

9 (略)

(勤務体制の確保等)

第38条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(オ)～(ケ) (略)

イ～エ (略)

(2)～(4) (略)

5・6 (略)

(サービスの取扱方針)

第34条 (略)

2～7 (略)

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

9 (略)

(勤務体制の確保等)

第38条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相

(準用)

第40条 第2条から第5条まで、第7条、第8条、第11条から第13条まで、第17条、第19条から第22条まで及び第25条から第30条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第8条第2項第3号中「第14条第5項」とあるのは「第34条第7項」と、同項第4号中「第28条第2項」とあるのは「第40条において準用する第28条第2項」と、同項第5号中「第30条第3項」とあるのは「第40条において準用する第30条第3項」と、第22条第2項中「第6条から第8条まで及び第11条から第30条まで」とあるのは「第32条及び第34条から第39条まで並びに第40条において準用する第7条、第8条、第11条から第13条まで、第17条、第19条から第22条まで及び第25条から第30条まで」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第43条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。

(1)～(7) (略)

2～8 (略)

9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設的生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調

当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第40条 第2条から第5条まで、第7条、第8条、第11条から第13条まで、第17条、第19条から第22条まで、第23条の2及び第25条から第30条の2までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第8条第2項第3号中「第14条第5項」とあるのは「第34条第7項」と、同項第4号中「第28条第2項」とあるのは「第40条において準用する第28条第2項」と、同項第5号中「第30条第3項」とあるのは「第40条において準用する第30条第3項」と、第22条第2項中「第6条から第8条まで及び第11条から第30条の2まで」とあるのは「第32条及び第34条から第39条まで並びに第40条において準用する第7条、第8条、第11条から第13条まで、第17条、第19条から第22条まで、第23条の2及び第25条から第30条の2まで」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第43条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

(1)～(7) (略)

2～8 (略)

9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設的生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調

理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

(2)～(5) (略)

10～15 (略)

(地域との連携等)

第45条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～4 (略)

(準用)

第46条 第2条から第8条まで、第11条から第14条まで、第16条から第28条まで及び第30条

理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

(2)～(5) (略)

10～15 (略)

(地域との連携等)

第45条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する市町の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～4 (略)

(準用)

第46条 第2条から第8条まで、第11条から第14条まで、第16条から第28条まで、第30条及

の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第8条第2項第3号中「第14条第5項」とあるのは「第46条において準用する第14条第5項」と、同項第4号中「第28条第2項」とあるのは「第46条において準用する第28条第2項」と、同項第5号中「第30条第3項」とあるのは「第46条において準用する第30条第3項」と、第22条第2項中「第6条から第8条まで及び第11条から第30条まで」とあるのは「第44条及び第45条並びに第46条において準用する第6条から第8条まで、第11条から第14条まで、第16条から第28条まで及び第30条」と読み替えるものとする。

(設備の基準)

第48条 (略)

2・3 (略)

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア) (略)

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) (略)

(エ) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあ

び第30条の2の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第8条第2項第3号中「第14条第5項」とあるのは「第46条において準用する第14条第5項」と、同項第4号中「第28条第2項」とあるのは「第46条において準用する第28条第2項」と、同項第5号中「第30条第3項」とあるのは「第46条において準用する第30条第3項」と、第22条第2項中「第6条から第8条まで及び第11条から第30条の2まで」とあるのは「第44条及び第45条並びに第46条において準用する第6条から第8条まで、第11条から第14条まで、第16条から第28条まで、第30条及び第30条の2」と読み替えるものとする。

(設備の基準)

第48条 (略)

2・3 (略)

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア) (略)

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) (略)

(エ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

っては、21.3平方メートル以上とする
ること。

b ユニットに属さない居室を改修し
たものについては、入居者同士の視
線の遮断の確保を前提にした上で、
居室を隔てる壁について、天井との
間に一定の隙間が生じていても差し
支えない。

(オ)～(ケ) (略)

イ～エ (略)

(2)～(4) (略)

5～7 (略)

(準用)

第50条 第2条から第5条まで、第7条、第8条、第11条から第13条まで、第17条、第19条から第22条まで、第25条から第28条まで、第30条、第32条、第34条、第36条から第39条まで及び第45条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第8条第2項第3号中「第14条第5項」とあるのは「第50条において準用する第34条第7項」と、同項第4号中「第28条第2項」とあるのは「第50条において準用する第28条第2項」と、同項第5号中「第30条第3項」とあるのは「第50条において準用する第30条第3項」と、第22条第2項中「第6条から第8条まで及び第11条から第30条まで」とあるのは「第49条並びに第50条において準用する第7条、第8条、第11条から第13条まで、第17条、第19条から第22条まで、第25条から第28条まで、第30条、第32条、第34条、第36条から第39条まで及び第45条」と読み替えるものとする。

(オ)～(ケ) (略)

イ～エ (略)

(2)～(4) (略)

5～7 (略)

(準用)

第50条 第2条から第5条まで、第7条、第8条、第11条から第13条まで、第17条、第19条から第22条まで、第23条の2、第25条から第28条まで、第30条、第30条の2、第32条、第34条、第36条から第39条まで及び第45条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第8条第2項第3号中「第14条第5項」とあるのは「第50条において準用する第34条第7項」と、同項第4号中「第28条第2項」とあるのは「第50条において準用する第28条第2項」と、同項第5号中「第30条第3項」とあるのは「第50条において準用する第30条第3項」と、第22条第2項中「第6条から第8条まで及び第11条から第30条の2まで」とあるのは「第49条並びに第50条において準用する第7条、第8条、第11条から第13条まで、第17条、第19条から第22条まで、第23条の2、第25条から第28条まで、第30条、第30条の2、第32条、第34条、第36条から第39条まで及び第45条」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第51条 特別養護老人ホーム及びその職員は、
作成、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則の一部改正）

第8条 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(運営規程) 第6条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略)	(運営規程) 第6条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 (1)～(6) (略) <u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u>

(7) (略)

(非常災害対策)

第7条 (略)

2・3 (略)

4 軽費老人ホームは、第2項に規定する訓練を行うに当たっては、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

5・6 (略)

(サービス提供の方針)

第16条 (略)

2～4 (略)

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

(施設長の責務)

第21条 (略)

2 軽費老人ホームの施設長は、職員に第6条から第8条まで、第11条から前条まで及び次条から第32条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第23条 (略)

2 (略)

3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(8) (略)

(非常災害対策)

第7条 (略)

2・3 (略)

4 軽費老人ホームは、第2項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

5・6 (略)

(サービス提供の方針)

第16条 (略)

2～4 (略)

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

(施設長の責務)

第21条 (略)

2 軽費老人ホームの施設長は、職員に第6条から第8条まで、第11条から前条まで及び次条から第33条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第23条 (略)

2 (略)

3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該軽費老人ホームは、

全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第23条の2 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（定員の遵守）

第24条（略）

（衛生管理等）

第25条（略）

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

（定員の遵守）

第24条（略）

（衛生管理等）

第25条（略）

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。

(2) (略)

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) (略)

(揭示)

第27条 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2～4 (略)

(1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。

(2) (略)

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) (略)

(揭示)

第27条 (略)

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 事故発生の防止のための委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 (略)

(虐待の防止)

第33条 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措

置を講じなければならない。

(1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（電磁的記録等）

第34条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この規則の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代え

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(準用)</p> <p>26 第2条から第8条まで、第11条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条及び第23条から<u>第32条</u>までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第21条第2項中「第6条から第8条まで、第11条から前条まで及び次条から<u>第32条</u>まで」とあるのは「<u>附則第19項から附則第23項</u>まで並びに附則第26項において準用する第6条から第8条まで、第11条から第14条まで、第16条から第19条まで及び第23条から<u>第32条</u>まで」と読み替えるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(準用)</p> <p>26 第2条から第8条まで、第11条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条及び第23条から<u>第33条</u>までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第21条第2項中「第6条から第8条まで、第11条から前条まで及び次条から<u>第33条</u>まで」とあるのは「<u>附則第19項から附則第25項</u>まで並びに附則第26項において準用する第6条から第8条まで、第11条から第14条まで、第16条から第19条まで及び第23条から<u>第33条</u>まで」と読み替えるものとする。</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則の一部改正)

第9条 介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則（平成30年静岡県規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「基準省令」という。）で定める員数の医師及び看護師のほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第111条第2項の規定による介護医療院に置くべき介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 (略)</p> <p><u>第6章 雑則（第53条）</u></p> <p>附則</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第3条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「基準省令」という。）で定める員数の医師及び看護師のほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第111条第2項の規定による介護医療院に置くべき介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

(5) 栄養士 入所定員100以上の介護医療院にあっては、1以上

(6)～(8) (略)

2・3 (略)

4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

5・6 (略)

(介護医療院サービスの取扱方針)

第15条 (略)

2～5 (略)

6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(施設サービス計画の作成)

第16条 (略)

2～5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。第11項において同じ。）の開催、担当

(5) 栄養士又は管理栄養士 入所定員100以上の介護医療院にあっては、1以上

(6)～(8) (略)

2・3 (略)

4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

5・6 (略)

(介護医療院サービスの取扱方針)

第15条 (略)

2～5 (略)

6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

7 (略)

(施設サービス計画の作成)

第16条 (略)

2～5 (略)

6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議 (テレビ電話装置等を活用して行うことがで

者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 (略)

(機能訓練)

第19条 (略)

(看護及び医学的管理の下における介護)

第20条 (略)

(運営規程)

第28条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第34条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) (略)

(勤務体制の確保等)

第29条 (略)

きるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。をいう。第11項において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 (略)

(機能訓練)

第19条 (略)

(栄養管理)

第19条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生^{くわう}の管理)

第19条の3 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第20条 (略)

(運営規程)

第28条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第34条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(6) (略)

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第29条 (略)

2 (略)

3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第30条 (略)

(非常災害対策)

第31条 (略)

2 (略)

2 (略)

3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の遵守)

第30条 (略)

(非常災害対策)

第31条 (略)

2 (略)

3 介護医療院は、第1項に規定する訓練を行うに当たっては、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

4・5 (略)
(衛生管理等)

第32条 (略)

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) (略)

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) (略)

3 (略)
(掲示)

第34条 (略)

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第39条 介護医療院は、事故の発生又はその再

3 介護医療院は、第1項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。

4・5 (略)
(衛生管理等)

第32条 (略)

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) (略)

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(4) (略)

3 (略)
(掲示)

第34条 (略)

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第39条 介護医療院は、事故の発生又はその再

発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2～4 (略)

(会計の区分)

第40条 (略)

(介護医療院サービスの取扱方針)

第45条 (略)

2～7 (略)

8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検

発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 (略)

(虐待の防止)

第39条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的_に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的_に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第40条 (略)

(介護医療院サービスの取扱方針)

第45条 (略)

2～7 (略)

8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検

討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

9 (略)

(運営規程)

第49条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) (略)

(勤務体制の確保等)

第50条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)・(3) (略)

9 (略)

(運営規程)

第49条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(7) (略)

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) (略)

(勤務体制の確保等)

第50条 (略)

2・3 (略)

4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第52条 第6条から第12条まで、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第24条から第27条まで及び第31条から第41条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第6条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第49条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第41条第2項第4号中「第15条第5項」とあるのは「第45条第7項」と読み替えるものとする。

第52条 第6条から第12条まで、第14条、第16条から第19条の3まで、第22条、第24条から第27条まで、第29条の2及び第31条から第41条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第6条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第49条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第41条第2項第4号中「第15条第5項」とあるのは「第45条第7項」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第53条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第9条第1項（第52条において準用する場合を含む。）及び第12条第1項（第52条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護医療院及びその従業者は、この省令における交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>7 (略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>7 (略)</p> <p>8 <u>基準省令附則第11条に該当する浴室については、第4条第2項第3号イ及び第43条第2項第2号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。</u></p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（以下「新指定居宅サービス等基準規則」という。）第38条の2（新指定居宅サービス等基準規則第40条の3、第45条、第57条、第61条、第77条、第87条、第96条、第111条、第113条、第133条、第144条、第166条（新指定居宅サービス等基準規則第179条において準用する場合を含む。）、第179条の3、第186条、第202条（新指定居宅サービス等基準規則第214条において準用する場合を含む。）、第235条、第246条、第261条、第263条及び第274条において準用する場合を含む。）、第2条の規定による改正後の指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（以下「新指定介護予防サービス等基準規則」という。）第53条の10の2（新指定介護予防サービス等基準規則第61条、第73条、第83条、第92条、第122条、第141条（新指定介護予防サービス等基準規則第158条において準用する場合を含む。）、第163条の3、第170条、第180条（新指定介護予防サービス等基準規則第195条において準用する場合を含む。）、第216条、第233条、第247条、第252条及び第261条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（以下「新養護老人ホーム基準規則」という。）第29条、第4条の規定による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則（以下「新指定介護老人福祉施設基準規則」という。）第38条の2（新指定介護老人福祉施設基準規則第51条において準用する場合を含む。）、第5条の規定による改正後の介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則（以下「新介護老人保健施設基準規則」という。）第38条の2（新介護老人保健施設基準規則第51条において準用する場合を含む。）、第6条の規定による改正後の指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則（以下「新指定

介護療養型医療施設基準規則」という。)第37条の2、第7条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則(以下「新特別養護老人ホーム基準規則」という。)第30条の2(新特別養護老人ホーム基準規則第40条、第46条及び第50条において準用する場合を含む。)、第8条の規定による改正後の軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則(以下「新軽費老人ホーム基準規則」という。)第33条(新軽費老人ホーム基準規則附則第26項において準用する場合を含む。)並びに第9条の規定による改正後の介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則(以下「新介護医療院基準規則」という。)第39条の2(新介護医療院基準規則第52条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準規則第28条(新指定居宅サービス等基準規則第40条の3及び第45条において準用する場合を含む。)、第55条(新指定居宅サービス等基準規則第61条において準用する場合を含む。)、第75条、第85条、第94条、第105条(新指定居宅サービス等基準規則第113条及び第133条において準用する場合を含む。)、第141条、第162条(新指定居宅サービス等基準規則第179条の3及び第186条において準用する場合を含む。)、第176条、第199条、第211条、第230条、第243条及び第255条(新指定居宅サービス等基準規則第263条及び第274条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準規則第53条(新指定介護予防サービス等基準規則第61条において準用する場合を含む。)、第71条、第81条、第90条、第119条、第137条(新指定介護予防サービス等基準規則第163条の3及び第170条において準用する場合を含む。)、第155条、第177条、第192条、第211条、第230条、第241条(新指定介護予防サービス等基準規則第252条及び第261条において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム基準規則第6条、新指定介護老人福祉施設基準規則第26条及び第48条、新介護老人保健施設基準規則第27条及び第48条、新指定介護療養型医療施設基準規則第26条、新特別養護老人ホーム基準規則第6条(新特別養護老人ホーム基準規則第46条において準用する場合を含む。)及び第32条(新特別養護老人ホーム基準規則第50条において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準規則第6条(新軽費老人ホーム基準規則附則第26項において準用する場合を含む。)並びに新介護医療院基準規則第28条及び第49条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅サービス等基準規則第30条の2(新指定居宅サービス等基準規則第40条の3、第45条、第57条、第61条、第77条、第87条、第96条、第111条、第113条、第133条、第144条、第166条(新指定居宅サービス等基準規則第179条において準用する場合を含む。)、第179条の3、第186条、第202条(新指定居宅サービス等基準規則第214条において準用する場合を含む。)、第235条、第246条、第261条、第263条及び第274条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準規則第53条の2の2(新指定介護予防サービス等基準規則第61条、第73条、第83条、第92条、第122条、第141条(新指定介護予防サービス等基準規則第158条において準用する場合を含む。)、第163条の3、第170条、第180条(新指定介護予防サービス等基準規則第195条において準用する場合を含む。)、第216条、第233条、第247条、第252条及び第261条において準用する場合を含む。)、新養護老人ホーム

ム基準規則第22条の2、新指定介護老人福祉施設基準規則第27条の2（新指定介護老人福祉施設基準規則第51条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第28条の2（新介護老人保健施設基準規則第51条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準規則第27条の2、新特別養護老人ホーム基準規則第23条の2（新特別養護老人ホーム基準規則第40条、第46条及び第50条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準規則第23条の2（新軽費老人ホーム基準規則附則第26項において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院基準規則第29条の2（新介護医療院基準規則第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅サービス等基準規則第31条第3項（新指定居宅サービス等基準規則第40条の3、第45条、第57条、第61条、第77条、第87条、第96条及び第274条において準用する場合を含む。）、第109条第2項（新指定居宅サービス等基準規則第113条、第133条及び第166条（新指定居宅サービス等基準規則第179条において準用する場合を含む。）、第179条の3、第186条、第235条及び第246条において準用する場合を含む。）、第142条第2項（新指定居宅サービス等基準規則第202条（新指定居宅サービス等基準規則第214条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第258条第2項（新指定居宅サービス等基準規則第263条において準用する場合を含む。）並びに新指定介護予防サービス等基準規則第53条の3第3項（新指定介護予防サービス等基準規則第61条、第73条、第83条、第92条及び第261条において準用する場合を含む。）、第120条第2項（新指定介護予防サービス等基準規則第180条（第195条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第138条の2第2項（新指定介護予防サービス等基準規則第158条、第163条の3、第170条、第216条、第233条において準用する場合を含む。）及び第244条第6項（新指定介護予防サービス等基準規則第252条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅サービス等基準規則第55条の2第3項（新指定居宅サービス等基準規則第61条において準用する場合を含む。）、第106条第3項（新指定居宅サービス等基準規則第113条、第133条、第144条、第166条、第179条の3、第186条及び第202条において準用する場合を含む。）、第177条第4項、第212条第4項及び第231条第4項（新指定居宅サービス等基準規則第246条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準規則第53条の2第3項（新指定介護予防サービス等基準規則第61条において準用する場合を含む。）、第119条の2第3項（新指定介護予防サービス等基準規則第141条、第163条の3、第170条及び第180条において準用する場合を含む。）、第156条第4項、第193条第4項及び第212条第4項（新指定介護予防サービス等基準規則第233条において準用する場合を含む。）、新養護老人ホーム基準規則第22条第3項、新指定介護老人福祉施設基準規則第27条第3項及び第49条第4項、新介護老人保健施設基準規則第28条第3項及び第49条第4項、新指定介護療養型医療施設基準規則第27条第3項、新特別養護老人ホーム基準規則第23条第3項（新特別養護老人ホーム基準規則第

46条において準用する場合を含む。)及び第38条第4項(新特別養護老人ホーム基準規則第50条において準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム基準規則第23条第3項(新軽費老人ホーム基準規則附則第26項において準用する場合を含む。)並びに新介護医療院基準規則第29条第3項及び第50条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

- 6 この規則の施行の日以降、当分の間、新指定介護老人福祉施設基準規則第42条第1項第1号ア(i)の規定に基づき入所定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新指定介護老人福祉施設基準規則第2条第1項第3号ア及び第49条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 7 前項の規定は、新指定居宅サービス等基準規則第169条第6項第1号ア(i)、新指定介護予防サービス等基準規則第152条第6項第1号ア(i)並びに新特別養護老人ホーム基準規則第33条第4項第1号ア(i)及び第48条第4項第1号ア(i)の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新指定居宅サービス等基準規則 第169条第6項第1号ア(i)	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設基準規則第2条第1項第3号ア	新指定居宅サービス等基準規則第146条第1項第3号
	第49条第2項	第177条第2項
新指定介護予防サービス等基準規則第152条第6項第1号ア(i)	入所定員	利用定員
	新指定介護老人福祉施設基準規則第2条第1項第3号ア	新指定介護予防サービス等基準規則第128条第1項第3号
	第49条第2項	第156条第2項
新特別養護老人ホーム基準規則第33条第4項第1号ア(i)及び第48条第4項第1号ア(i)	入所定員	入居定員
	新指定介護老人福祉施設基準規則第2条第1項第3号ア	新特別養護老人ホーム基準規則第10条第1項第4号ア
	第49条第2項	第38条第2項(新特別養護老人ホーム基準規則第50条において準用する場合を含む。)

- 8 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)附則第7条に規定する建物の居室、療養室又は病室(以下この項において「居室等」という。)であって、第1条の規定による改正前の指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則第169条第6項第1号ア(i)(後段に係る部分に限る。)、第2条の規定による改正前の指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則第152条第6項第1号ア(i)(後段に係る部分に限る。)、第4条の規定による改正前の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則

第42条第1項第1号ア(ウ) b並びに第7条の規定による改正前の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則第33条第4項第1号ア(イ) b及び第48条第4項第1号ア(イ) bの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

(栄養管理に係る経過措置)

- 9 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定介護老人福祉施設基準規則第19条の2（新指定介護老人福祉施設基準規則第51条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第18条の2（新介護老人保健施設基準規則第51条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準規則第18条の2及び新介護医療院基準規則第19条の2（新介護医療院基準規則第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生^{くわう}の管理に係る経過措置)

- 10 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定介護老人福祉施設基準規則第19条の3（新指定介護老人福祉施設基準規則第51条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第18条の3（新介護老人保健施設基準規則第51条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準規則第18条の3及び新介護医療院基準規則第19条の3（新介護医療院基準規則第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 11 この規則の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新養護老人ホーム基準規則第28条第1項、新指定介護老人福祉施設基準規則第38条第1項（新指定介護老人福祉施設基準規則第51条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第38条第1項（新介護老人保健施設基準規則第51条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準規則第37条第1項、新特別養護老人ホーム基準規則第30条第1項（新特別養護老人ホーム基準規則第40条、第46条及び第50条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準規則第32条第1項（新軽費老人ホーム基準規則附則第26項において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準規則第39条第1項（新介護医療院基準規則第52条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 12 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、新養護老人ホーム基準規則第23条第2項第3号、新指定介護老人福祉施設基準規則第30条第2項第3号（新指定介護老人福祉施設基準規則第51条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準規則第31条第2項第3号（新介護老人保健施設基準規則第51条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準規則第30条第2項第3号、新特別養護老人ホーム基準規則第25条第2項第3号（新特別養護老人ホーム基準規則第40条、第46条及び第50条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム基準規則第25条第2項第3号（新軽費老人ホーム基準規則附則第26項において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準規則第32条第2項第3号（新介護医

療院基準規則第52条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的
に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的
に実施するよう努めるものとする。